平成２３年（フ）第３２２号
千葉県佐倉市鏑木町１丁目８番地５　リバーサイドコーポ103
破産者　日下部和己
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９９号
富山市五番町５番６号河上ビル
破産者　富織株式会社
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６４３号
静岡県伊豆市修善寺3448番地１
破産者　有限会社いすゞ荘
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５３号
滋賀県長浜市木之本町田部469番地の４、開始決定時の住所滋賀県伊香郡木之本町大字田部469番地の４
破産者　有限会社中川建設
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第９２５号
大阪府岸和田市五軒屋町２番３号、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市北町１番21号
破産者　株式会社ロン11
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目31番１号
破産者　有限会社シキシマ
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
奈良市法蓮町804番地
破産者　株式会社アウトテリアサンワ
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２２７号
熊本市東区長嶺西２丁目８番20―101号
破産者　有限会社フリーダム
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５１８号
神奈川県小田原市栄町１丁目17番22号
破産者　株式会社建仁
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２号
新潟県燕市笈ケ島1102番地の４
破産者　有限会社ヤマミ
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４号
岡山県倉敷市片島町３番地５
破産者　有限会社アイ・ティー・エス解体
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
大分県別府市汐見町８番18号
破産者　株式会社ナルト
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５５６号
大分市向原西２丁目７番７号
破産者　有限会社ＮＥＳ
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産終結

平成１２年（フ）第１３８号
福島県郡山市安積町成田字兎田11番地
破産者　日建ハウジング株式会社
１　決定年月日　平成24年７月30日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要旨　最後の配当を終り、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
福島地方裁判所郡山支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１０８号
長野県東御市海善寺398番地２
破産者　有限会社トーセイ精密
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第６８２号
大阪府岸和田市土生町1472番地の１
破産者　株式会社すしん坊フーズ
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８８７号
広島市中区東平塚町４番12―201号
破産者　伊藤商事株式会社
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７号
北海道旭川市東旭川北一条５丁目３番24号
破産者　京屋食品株式会社
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８２４号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台３丁目21番地13フラワーコーポ201、開始決定時の住所群馬県安中市磯部４丁目17番34号モンパレス安中第１・１号館202号
破産者　武藤　達也
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２７号
東京都台東区浅草橋２丁目４番５号
破産者　梶田工業株式会社
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０４号
岐阜県関市山王通西６番37号
破産者　有限会社フイット
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所